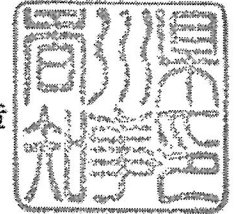


3水産第14843-4号
令和3年7月8日

香川県内水面漁場管理委員会
会長 一見和彦様

香川県知事 浜田 恵 造



内水面漁場計画の作成について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第4項及び第86条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 免許の内容となる事項

- (1) 漁場の位置及び区域
- (2) 漁業の種類
- (3) 漁業時期
- (4) 存続期間
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別
- (6) 関係地区(団体漁業権の場合)



別添内水面漁場計画のとおり

2 条件

別添内水面漁場計画のとおり

計画番号 内区第1号(雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市引田 4373 番地 1 (安戸池)

イ 点の位置

基点 A 供養塔

〃 B 水路開口部北端

〃 C 北護岸東端

〃 D 護岸・県道津田引田線交差部

〃 E 北護岸屈曲部

〃 F 県道津田引田線湾曲部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し線上イからDへ160メートルのところ

〃 ニ EからF見通し線上ロからFへ160メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第一種区画漁業

漁業の種類	漁業時期
魚類小割式養殖業〔くろまぐろ養殖業を除く〕	11月1日から翌年6月30日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和6年3月31日まで

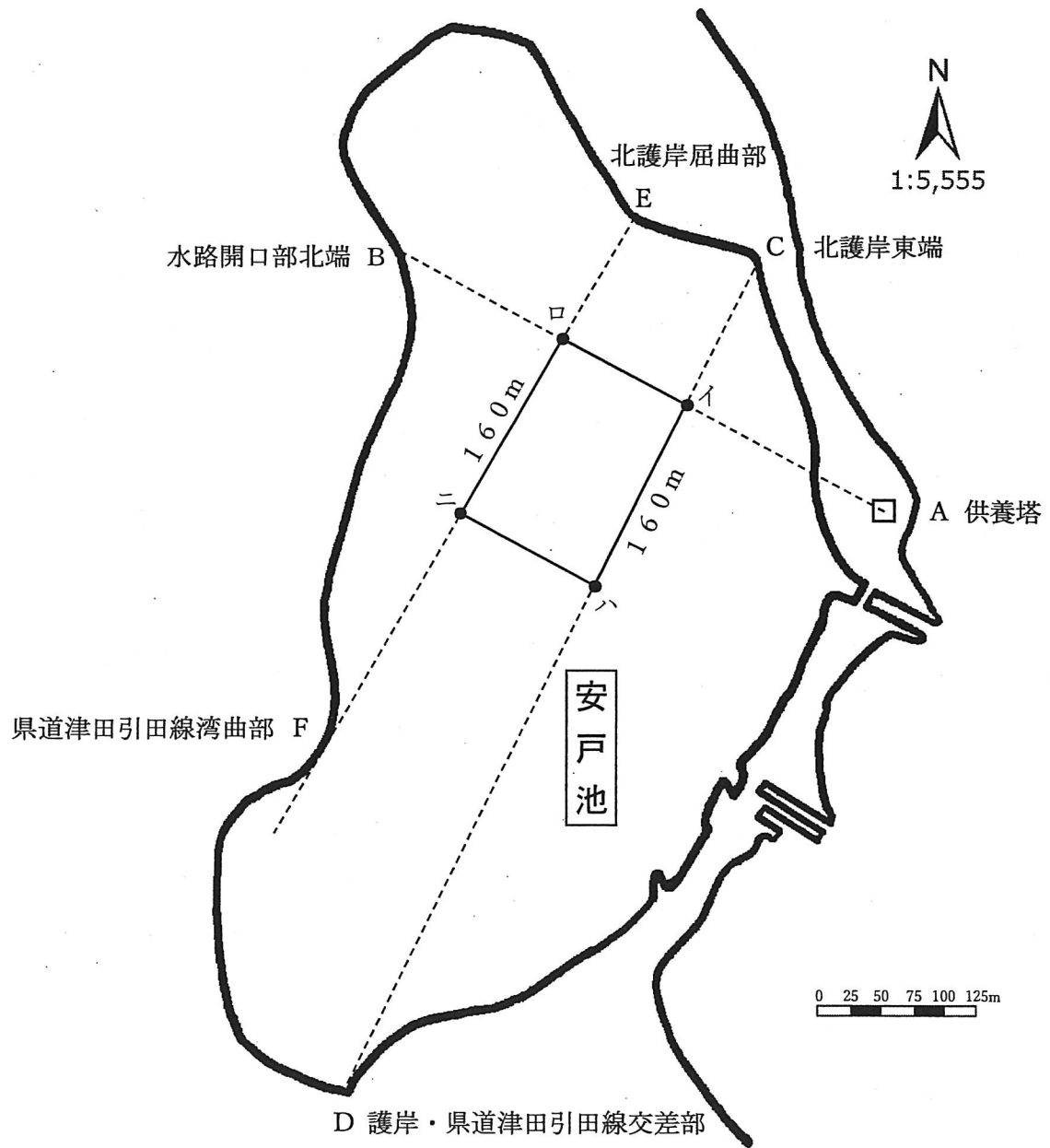
(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(5) 条件

ア ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年4月末日までに、その年度の養魚計画及び前年度の養魚実績を報告しなければならない。

(6) 関係地区 東かがわ市引田



計画番号 内区第2号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町大字山階水附 2296 番地
- イ 漁場の区域(池名) 白方池

(2) 漁業の種類及び漁業時期

第二種区画漁業

漁業の種類	漁業時期
魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和6年3月31日まで

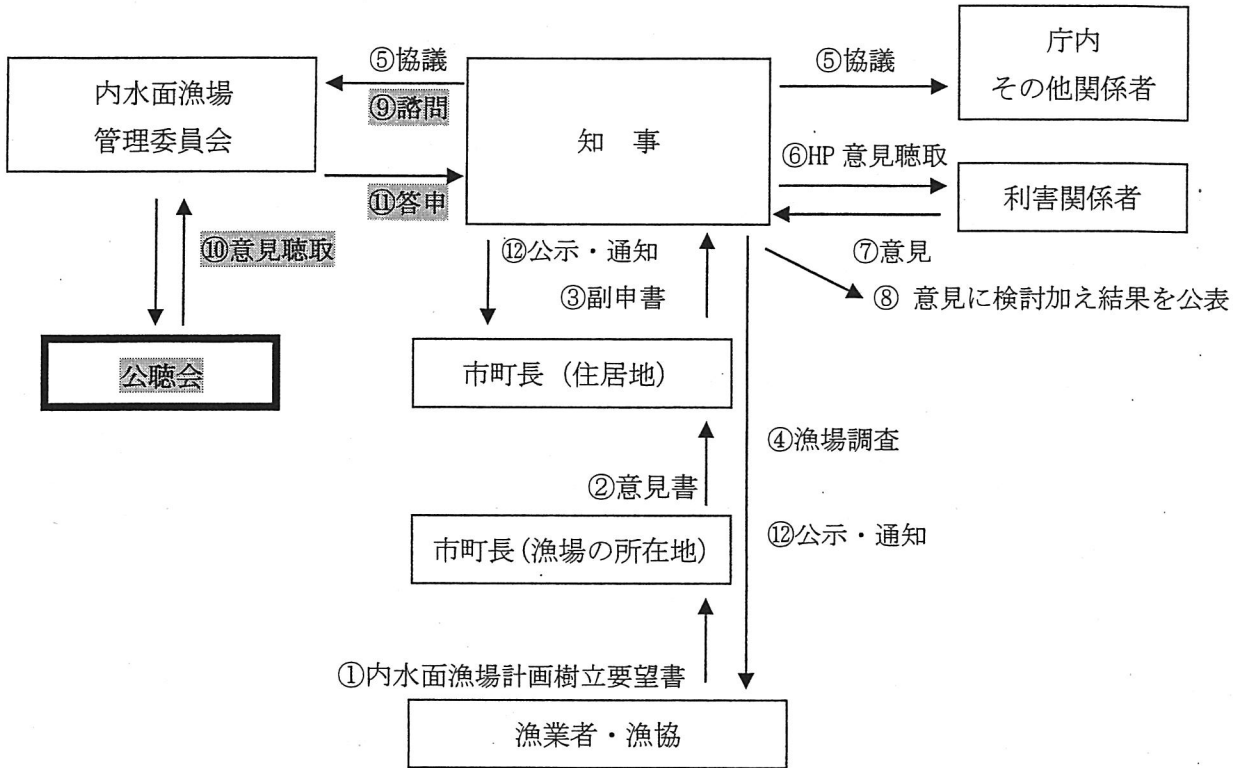
(4) 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

(5) 条件

- ア ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年4月末日までに、その年度の養魚計画及び前年度の養魚実績を報告しなければならない。
- ウ 水利関係者との同意事項を遵守し、協調の上操業しなければならない。

漁業権取得までの手続き

1 内水面漁場計画の作成



①内水面漁場計画の要望

- ・漁業者等は、内水面漁場計画樹立書に関係書類を添えて、当該漁場の所在地の市町長に提出する。

②漁場の所在地の市町長の意見書

- ・当該漁場の所在地の市町長は、内水面漁場計画の樹立することについてので意見書を添え、内水面漁場計画樹立要望書に経由印を押印し、漁業者等の住居地の市町長へ関係書類を送付。

③住居地の市町長の副申書、

- ・漁業者等の住居地の市町長は、副申書を添え、内水面漁場計画樹立申請書を知事へ送付。

④漁場調査

- ・県は、要望のあった内水面漁場計画について、現地調査等を行い、内容を検討する。

⑤協議

- ・県は、庁内関係部課、関係者等と協議する。

⑥、⑦意見聴取

- ・県は、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴く。
(HP公表：一ヵ月程度)

⑧結果を公表

- ・県は、⑦により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表する。

⑨諮問

- ・県は、⑧の検討の結果を踏まえ作成した内水面漁場計画の案について内水面漁場管理委員会に諮問する。

⑩公聴会

- ・内水面漁場管理委員会は、知事から諮問のあった内容を公示し、公聴会を開催して関係者の意見を

聴く。

⑪答申

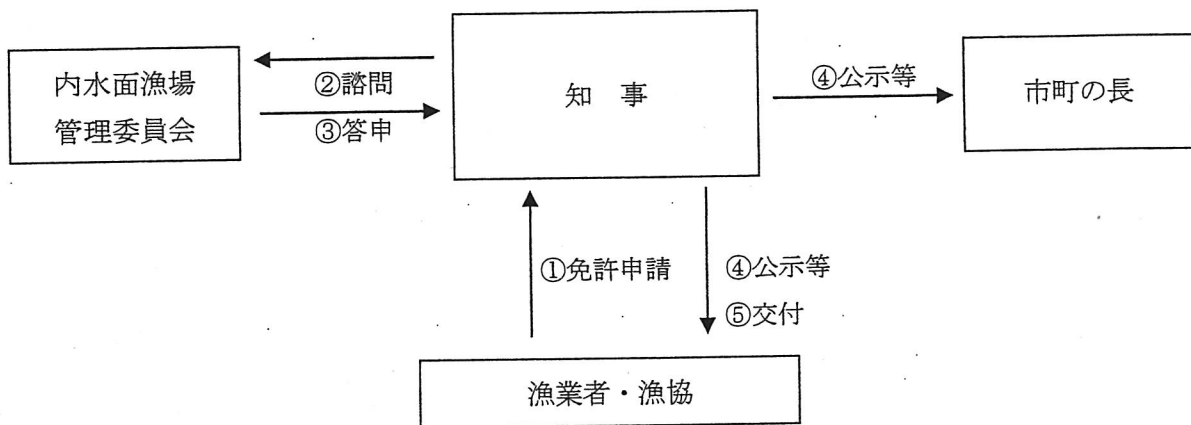
・内水面漁場管理委員会は、知事に答申する。

⑫公示・通知

・県は、内水面漁場計画を県報で告示する。同時に関係市町及び内水面漁場計画樹立要望者へ免許申請について通知する。 *427.4(1)*

*当該漁場と住居地の市町長が同一の場合は、②及び③の事務をその市町長が行う。その際、②の市町長経由印の押印は不要。

2 漁業の免許



①免許申請

・漁業者等は、公示された免許申請期間内に知事に免許申請を行う。

②諮問

・県は、内水面漁場管理委員会に免許の適格性を諮問。

③答申

・内水面漁場管理委員会は、審査のうえ、答申。

④公示等

県は、免許と同時に県報で公示し、関係市町、漁業者等に通知する。

⑤交付

・県は、申請者に対し、免許状を交付する。

【安戸池・白方池】今後の事務手続きスケジュール（案）

1 内水面漁場計画の樹立

①②③⇒R3.4.20,22 内水面漁場計画樹立に係る素案の提出

④⇒R3.5.11,12 漁場調査

⑤⇒R3.5.19 内水面漁場管理委員会への計画素案の事前協議

R3.5.24 土地改良課への協議（R3.6.16 回答）

⑥⇒R3.6.1 計画素案に対する利害関係人の意見聴取（HP）

⑦⇒R3.6.30 意見の提出なし

⑧⇒R3.7.1 意見聴取結果の公表（HP）

⑨⇒R3.7.14 内水面漁場管理委員会へ、内水面漁場計画案の諮問

⑩⑪⇒R3.8.24 公聴会、内水面漁場管理委員会 ⇒ 知事へ答申

⑫⇒8月下旬：内水面漁場計画公示（HP）、通知

⇒ 免許申請期間の設定【9月下旬】

2 免許の申請

①⇒9月下旬：免許申請

②③⇒10月上旬：内水面漁場管理委員会へ「免許の適格性」諮問

内水面漁場管理委員会 ⇒ 知事へ答申

④⑤⇒R3.11.1(月)：免許交付、行使規則認可、県報告示